

No.	件名・内容	回答
1	<p>証明書類手数料について (内容) 児童手当の現況届の提出の際に、国家公務員のため、住民票及び課税証明書の提出が必要です。民間企業、上尾市役所職員等は提出の必要ありません。他の市区町村では児童手当の現況届についての証明書類の発行手数料を無料としているところも多くあります。是非、上尾市も上記については無料化していただきたく思っております。</p> <p>【受付 No.】 6-2007 【受付日】 令和6年6月17日</p>	<p>上尾市では、手数料を減免する場合は被災に伴うときや生活保護受給者等が利用するとき、中学生以下の子どもが学力向上を図るために行政サービスを利用するとき、その他相当の理由により減免することが必要であると認められるときに限っており、これらに該当しない場合、証明書については手数料を徴収する方針となっております。</p> <p>なお、国の省庁等においては、児童手当の認定・審査のためにマイナンバー情報連携を利用せず、引き続き受給資格者に「所得証明書」「住民票」を提出するよう求めているため、このような状況となっているようでございます。</p> <p>市民の利便性を高めるため、マイナンバー情報連携の推進については、機会を捉えて国に要望することも考えております。</p> <p>(担当) 行政経営課 (電話) 048-775-3963</p>
2	<p>マイナンバーカード電子証明書更新について (内容) マイナンバーカードの電子証明書の更新手続を市役所以外でもできるように希望します。</p> <p>【受付 No.】 6-2010 【受付日】 令和6年7月8日</p>	<p>マイナンバーカード関係の手続きの増加に対応するために、市役所本庁舎での体制を強化してきました。今後の体制につきましては、ご意見を参考にし、引き続き手続きの利便性を高めてまいります。</p> <p>(担当) 市民課 (電話) 048-782-9922</p>